

パブリックコメント実施結果

- 1 募集対象 ①第3次諫早市総合計画（素案）
②諫早市中期人口ビジョン（案）
③第3期諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）
- 2 募集期間 令和7年12月9日（火）から令和8年1月5日（月）まで（28日間）
- 3 募集方法 窓口提出、郵送、ファクシミリ、電子メール
- 4 閲覧方法 市ホームページ掲載
本庁6階企画政策課・地方創生室（窓口）
各支所・各出張所（窓口）、諫早図書館（窓口）
- 5 意見の件数 35件（6名）
○下記3計画共通 4件（1名）
①第3次諫早市総合計画（素案） 26件（3名）
②諫早市中期人口ビジョン（案） 0件（0名）
③第3期諫早市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案） 5件（3名）

6 提出された意見の要旨及び考え方

番号	区分	提出された意見（要旨）	市の考え方（対応方針）
1	共通	今回の意見聴取において、3つの計画を同時に提示し、人口ビジョン、総合計画に基づく5年間の具体的な施策を総合戦略に反映することで、今後の諫早市政の基本的考え方について提示されたことは評価される。	総合計画と総合戦略は、共通の「将来都市像・基本目標・施策体系」を基盤としており、総合戦略では、数値目標（KPI）を毎年、評価・検証することで計画の進捗状況を把握します。これにより、両計画が連動したPDCAサイクルを構築し、まちづくり計画の着実な推進を図ります。
2	共通	各計画内容においては、抽象的表現が多く、他自治体の計画においても適用できる内容となっており、現時点における諫早市の特性を反映した具体的な内容となっていないことは一考を要する。	総合計画は、まちづくりの方向性と目標を示すものであり、具体的な表現として盛り込むことが難しい面があるとともに、他自治体で適用可能な部分があることは、共通する性質を持つ政策の重要性を示しています。しかしながら、総合戦略などの個別計画に基づき、本市の特徴や独自性を十分に生かして各種施策に取り組みます。
3	共通	用語の定義が不明確であり、一貫性ある理解が困難となっている。特に「安全」、「安心」、「快適」及び「持続性」については、明確かつ具体的な定義が必要である。	各用語の考え方として、市民が物理的・精神的に健全で信頼できる環境で生活できる状態を表しており、この実現のため、防災、福祉、住環境、環境保全などの各分野において、施策の方向性を示し、各種取組を推進します。
4	共通	総合計画及び総合戦略の前提となる人口ビジョンについて、令和17年度における人口13万人の根拠が不明確であり、実現可能な目標なのか市政運営に影響を及ぼすものなのかななど、分析と評価が必要である。	商業、公共交通、労働や地域コミュニティ活動の担い手不足など人口減少が日常生活においてもたらす影響が想定される中、本市では、目指す将来像を達成するため、子育て支援の充実や住環境整備などに取り組むことで、令和17年における目標人口を13万人程度としているところです。

番号	区分	提出された意見（要旨）	市の考え方（対応方針）
5	総合計画	人口減少が著しい支所・出張所地域（都市計画区域外）における人口減少対策・コミュニティの維持といった観点での施策が見えてこないため、「多様な地域づくりの推進」において「都市計画区域外の地域のまちづくり」についての記載はできないか。	29ページの「施策の展開②：地域の特性に応じた適正な土地利用誘導と定住促進」における主な取組として「良質な住宅地の供給と身近な生活利便施設の充実の促進」を盛り込んでおり、都市計画区域外においても定住化や地域コミュニティの維持、まちの賑わいづくりを図るものです。
6	総合計画	（大型商業施設立地に関して） 娯楽施設が充実していなければ、若者の流出が続くのではないかと危惧している。	商業施設内に映画館があることが、商業施設全体の魅力を高め、住民生活の質と満足度の向上等につながると考えていることから、事業者に対し、施設内への映画館建設の要望を行ったところであり、今後も関係団体と連携を図り強く働きかけていきます。
7	総合計画	天候等にかかわらず、子どもが遊べる屋内施設の充実が望まれる。	山茶花高原リニューアル事業において、香りの館内に屋内遊戯施設の設置に向けた検討を行っております。また、既存施設として、「こどもの城」や「すくすく広場」、「児童館」を運営しておりますので、御利用いただきたいと思います。
8	総合計画	娯楽・商業施設の誘致により、若者が働きたくなる環境づくりを進めることで、雇用の促進と地域活性化につながるのではないか。	娯楽施設等の誘致が、若者の定住化につながり、本市のにぎわい創出に資するものと考えていることから、空き店舗の把握や事業者の出店意向の情報収集を行なながら、所有者や管理不動産会社等に積極的に働きかけていきます。
9	総合計画	長年諫早に住む住民の地元愛は強く、SNS利用も進んでいると思われるため、市民が発信しやすい共通の投稿設定を行い、参加賞の提供などにより、市民の参加・盛り上げを図ることができるのではないか。	施策1-4・4-7「市民協働の諫早プロモーション」(P26・56)において、目指す姿として「市民が地元に対して誇りや愛着を持ち、行政と共に市の魅力発信を行うまち」を掲げています。この取組の方向性を示す「施策の展開①：シティプロモーションの推進」を盛り込んでいますので、今後、具体的な取組を検討する上で、参考にさせていただきたいと思います。
10	総合計画	eスポーツ関連にも力を入れていくべきだと思う。	eスポーツの市場は、近年右肩上がりに拡大していますが、経済効果にとどまらない社会的意義があるとも言われており、医療や福祉分野、地域活性化や教育、国際交流に活用する動きも見られます。本市としましては、eスポーツのイベント開催による交流人口拡大が期待されていますので、今後、県内の関係団体とも情報共有を図ってまいりたいと考えています。
11	総合計画	「交通安全・防犯意識の推進」について、自動車運転免許を持たない人にも、交通ルールやマナーについて周知してほしい。	65ページの「施策の展開①：交通事故のないまちづくり」における主な取り組みとして「関係団体と連携した交通安全思想の普及や啓発活動による交通安全意識の向上」を盛り込んでおり、運転免許証を持たない方へのルールやマナーの周知につきましても警察や交通安全協会などの関係団体と連携して取り組んでまいります。

番号	区分	提出された意見（要旨）	市の考え方（対応方針）
12	総合計画	第2次総合計画の成果の評価・分析が不明なため、第2次計画から第3次計画への継続性や整合性が確認できず、第3次計画が唐突に策定されているように感じる。第2次計画の継続事項や終了事項等は、具体的に市民に提示すべきである。	第2次総合計画に掲げる施策・事業の進捗や効果等についての評価を行い、令和7年11月に市公式ホームページ上で公開しています。第3次総合計画の策定にあたっては、これらを踏まえて策定を進めてきたところです。
13	総合計画	市民の声が記載されているが、この意見が一般的な市民の意思として認識されている保証は無く、計画策定に都合の良い意見だけが選ばれているように感じる。また、個々の市民意見は表面的で抽象的であり、施策の根拠としては不十分である。	第3次総合計画策定にあたり、市の取組に対する満足度や現状への認識、今後の課題等を把握するため、アンケートやワークショップ、総合計画審議会を通じて御意見などをいただいたところです。
14	総合計画	計画策定の枠組みが現状の諫早市政を継続するだけにとどまり、今後10年間に直面する可能性のある状況についての考察が不十分で、計画すべき事項が欠けている。	本計画は、まちづくりの基本的な方向性を示す「将来都市像・基本目標」と具体的な施策を示す「分野別まちづくり計画」で構成しており、まちづくり全般について網羅しているものと考えています。なお、計画期間中に重大な社会情勢の変化などが生じた場合は適宜対応することとしています。
15	総合計画	① 南海トラフ地震における被害が諫早市においても新たに国から指定されたにも関わらず、それに対する基本的認識及び対策が考察されていない。	南海トラフ地震に関しては、諫早市地域防災計画において検討することとしております。
	総合計画	② 南海トラフ地震等の国家的激甚災害発生時における諫早市としての被災地支援体制が考察されていない。	南海トラフ地震に関しては、諫早市地域防災計画において検討することとしております。
16	総合計画	③ 大規模自然災害時など全国的な生産・物流体制の喪失状態における市民生活維持のための施策が考察されていない。	ご意見として参考にさせていただきます。
17	総合計画	④ 国有事における国民保護措置としての住民避難について、国の検討が進む中、諫早市でも避難住民の受入に関する情報は提供されているが、現場レベルでの受入態勢の整備がまだ考慮されていない。	64ページの「施策の展開②：危機管理体制の強化」に「有事に備えた国民保護体制の充実」を盛り込んでおり、関係機関と連携しながら対応したいと考えております。

番号	区分	提出された意見（要旨）	市の考え方（対応方針）
18	総合計画	(防災体制の充実) ① 年に一度の防災訓練は展示型のみで、諫早市災害対策本部としての訓練が行われていない。災害対策本部としての機能を発揮するために、ロールブレイング型やTTX型の訓練を実施し、情報業務や判断処置、関係機関との連絡調整能力を向上させるべきである。	ご意見として参考にさせていただきます。
19	総合計画	② 避難住民の受け入れから生活保障、帰還に至るまでの一連の対応を現場レベルで検討する必要がある。国が責任を負う国民保護措置だが、実際の対応は市や自治体、学校などが行うため、現実的なシミュレーションを実施し、支援体制を万全にするべきである。	64ページの「施策の展開②：危機管理体制の強化」に「有事に備えた国民保護体制の充実」を盛り込んでおり、関係機関と連携しながら対応したいと考えております。
20	総合計画	③ 災害対策本部の長期化に備えて、警察、消防、自衛隊のOBなどの活用を検討すべきである。	64ページに「施策の展開②：危機管理体制の強化」を盛り込んでおり、本市危機管理課に消防及び自衛隊のOBを配置しているところです。
21	総合計画	(少子高齢化への対応) ① 近隣自治体との人口獲得競争を避けるため、住環境の集中や高齢者世帯の中心部への居住施策を検討するべきである。	29ページに「施策の展開②：地域の特性に応じた適正な土地利用誘導と定住促進」を盛り込んでおり、引き続き、市民が安全・安心・快適に暮らせる環境づくりに取り組みます。
22	総合計画	② 移住や二拠点生活者、U・Iターン者を確保するため、より総合的な施策を検討すべきである。 また、Uターン希望者は、多様な知見を有する人材も多く、市政への協力支援体制について検討するべきである。	26ページの「施策の展開③：選ばれるまちづくり」において、きめ細かな移住相談を盛り込んでおり、効果的な移住施策になるよう取り組んでまいります。 また、地域外からのリターン者をはじめとする方々の市政に対する新たな視点やアイデアの提供は重要であると考えており、今後、具体的な取組を検討する上で、参考にさせていただきたいと思います。
23	総合計画	③ 全国的な少子高齢化対応のための市町村再編成、道州制導入に対する先行検討する必要がある。	24ページの「施策の展開③：広域・官民連携の推進」における主な取組として「広域行政の推進」を盛り込んでおり、広域連携による効果的・効率的な取組を推進していきます。
24	総合計画	④ 地域自治会は、高齢者対応や防災だけでなく、今後は子育て支援や環境保全など多様な役割を担うことが求められる。加入率低下などの問題もある中、単なる隣組活動にとどまらず、コンパクト市政の機能を持ち、人材の育成や処遇の検討が必要である。	地域自治会の活動については、27ページの「多様な地域づくりの推進」において、地域自治組織の育成及び活動の活性化を図る「自治活動支援」、「地域自治意識の醸成」、自治活動の活動拠点である地区集会所の施設整備として「地区集会所施設整備支援」を盛り込んでいます。 また、コンパクト市政の機能を持ち、人材の育成や処遇の検討が必要であるとのご意見については、今後、自治会連合会の意向を踏まえながら研究していくうえで、参考にさせていただきます。
25	総合計画	⑤ 地域おこし協力隊の活動支援体制について、3年後の定住を前提に諫早市での起業を支援する具体的な施策を検討するべきである。	地域おこし協力隊員の市内での起業等を支援する起業支援事業費補助金制度を創設しています。

番号	区分	提出された意見（要旨）	市の考え方（対応方針）
26	総合 計画	小学校給食費の国移行に対する検討が必要ではないか。	<p>本市では、令和6年度から国に先駆けて小中学校の給食費無償化に取り組んでいます。令和8年度から公立小学校の給食費無償化の財源は国及び都道府県が負担することとなり、これまで市が負担していた財源を他の事業の財源として活用することが可能となります。</p> <p>今後、どの事業に活用していくのかについては、広く市民や諫早を訪れた方々が、「来てよし、住んでよし、育ててよし！ 輝く諫早 夢かなうまち」を実感していただけるような事業に活用したいと考えています。</p>
27	総合 計画	計画策定に関する審議委員会編成の透明化及び審議委員の公表をするべきではないか。	総合計画審議会の委員選任にあたっては、関係団体から推薦いただき、諫早市総合計画審議会条例に基づき委嘱させていただいております。なお、委員名簿につきまして、市公式ホームページ上で公開しております。
28	総合 計画	<p>(パブリックコメント実施に関して)</p> <p>①閲覧場所の増設</p> <p>市役所及び支所のみならず、図書館、公民館、駅など住民が集まる場所にも設置し、市役所では、1階ロビーに閲覧場所を設けることを検討するべきである。</p>	いただいた御提案につきまして、次回以降の検討事項とさせていただきたいと思います。
29	総合 計画	<p>②計画案の紙ベース配布</p> <p>内容を把握するためには、紙ベースデータが必要であり、希望に合わせた紙での配布を検討するべきである。</p>	
30	総合 計画	<p>③市民説明会の開催</p> <p>市民に対して計画に関する説明会開催を検討するべきである。</p>	

番号	区分	提出された意見（要旨）	市の考え方（対応方針）
31	総合戦略	（子どもの城に関し）諫早市外の利用者から利用料をとらないのか。	子どもの城は「児童健全育成施設」であり「学びの施設」として位置づけられています。 また、現住所が諫早市外であっても、諫早市で生まれ育った方もいるため、市内外問わず利用料は無料としています。
32	総合戦略	（子どもの城に関し）休日は保育所代わりになっているときくがそれでいいのか。	子どもの城は子どもだけでの利用はできず、必ず保護者の同伴が必要となっています。催し等にも必ず保護者同伴での参加となっており、保育所のように託児をすることはありません。
33	総合戦略	少年センターにおいて、いじめや集団になじめない等が理由で学校へ行けない子どもたちのための授業実施を考えてほしい。	総合戦略においては、1人1台端末を活用した効果的な学習や別室で学ぶ児童生徒や外国人児童生徒の学習や学校生活の支援を行い、未来を担う子どもたちの「確かな学力」を育むこととしております。少年センターにおいても、1人1台端末を活用し、学校の授業へのオンラインでの参加や課題の提出等ができる環境を整え、学校復帰を目指して、個に応じた学習支援を行うこととしております。
34	総合戦略	病児保育の目標値が4か所とされているが、参画することは可能か。	本市では、「第3期諫早市子ども・子育て支援事業計画」に基づき事業を進めており、本計画では、現在2か所ある病児保育施設を4か所に増やすこととしております。 新しい病児保育施設の開設に当たっては、公募により事業者を選定する予定としております。
35	総合戦略	認可外保育施設における第2子無償化を実施していただきたい。	認可外保育施設における第2子無償化については、保育料、児童の入所時期、保護者の就労状況等の把握のほか、保護者、認可外保育施設及び市にとって負担の少ない効率的・効果的な方法の研究など、多くの課題がありますが、ご意見につきましては参考にさせていただきたいと思います。